

令和4年度運営指導における主な指摘・助言事項

資料5

【全サービス共通】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	○介護報酬改正に伴う重要事項説明書の改定に当たり、その内容について通知のみである又は通知も行っていない事例があり、利用者又はその家族から文書による同意を得ていなかった。重要事項説明書を変更したときは利用者等に文書により説明を行い同意を得ること。 ○重要事項説明書について、法人代表者の氏名、主な職員の配置状況、サービス利用料金の内容、退去手続きに関する内容、苦情受付機関の記載内容に誤り、記載漏れ、契約書との相違が見受けられたため、適切な内容に改めること。 ○重要事項説明書について、同意日は、同意を得た日を示す重要な事項であるため、必ず利用者又はその家族に記入を求めること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	勤務体制の確保等	○常勤の従業員の職種について、雇用契約書に記載された職種が実態と相違しているものが見受けられた。雇用契約の際は適切な職種を従業員に明示するとともに、職種が変わる場合は辞令を交付する等従業員の職種を明確にすること。 ○事業者は、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(パワーハラスメント)により介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。事業者は早急に必要な措置を講じること。 ○職場におけるハラスメントを防止するための方針等について、既に取り組んでいるとのことであったが、運営指導当日にその内容について確認することができなかった。当該方針等を明確化し、従業者に周知・啓発するとともに、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	掲示(標示)	○重要事項説明書の掲示を事業所の玄関で行っているが、変更前の重要事項説明書を掲示していたので、最新の重要事項説明書を掲示すること。 ○事業の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知 豊岡市指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(令和2年豊岡市規則第57号)第2条
運営基準	苦情処理	○苦情受付簿を整備し、苦情を受け付けたときには、受付日、その内容等を記録するとともに、当該記録は5年間保存すること。 ○利用者等から受けた苦情について、受付簿を作成しているが活用しておらず、苦情は各担当者がそれぞれ解決しているとのことであった。苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するとともに、事業所内で情報共有を行い、適切に対応すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知
運営基準	事故発生時の対応	○利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、管理者が「豊岡市介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領」の基準に従い市に報告すべき事案であるか判断し、必要に応じて市に報告すること。	各サービスの基準省令及び解釈通知 豊岡市介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領
運営基準	変更の届出	○運営規程を改正されているが、変更の届出がなされていなかった。法令で規定された事項を変更したときは、変更後10日以内に市に届け出ること。	法第78条の5及び第115条の15 規則第131条の13及び第140条の30

【全サービス共通(居宅介護支援を除く)】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	地域との連携等	○運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものとされていることから、構成員には当該事業所の利用者及び利用者の家族を含めること。 ○運営推進会議構成員の構成区分として、当該事業について知見を有する者を位置付けること。 ○運営推進会議に係る記録を作成し、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に備え置くなどの方法により公表すること。 ○運営推進会議について、新型コロナウイルス感染症により開催できない場合、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないことから、報告書送付の際、意見記入用紙の同封など検討すること。	基準省令第34条 解釈通知第3の2の2の3 (10)
運営基準	指定地域密着型サービス事業者の指定	○他市町村在住者が当市の地域密着型サービスを利用する場合、当市が当該利用申込者の家庭環境及び当該事業所の待機状況を勘案した上で、他市町村が当該利用申込者に限り効力を有する事業所の指定を行うことに同意しなければ、利用させることができない。これらの手続きを経ることなく他市町村に居住する利用申込者に利用させることは法令違反に当たることから、あらかじめ所要の手続きを行うこと。	法第78条の2第4項第4号

【地域密着型通所介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	地域密着型通所介護計画の作成	○地域密着型通所介護計画の実施状況の把握や評価を行ったときには、その結果について利用者又はその家族に説明を行うとともに、その旨を記録すること。	基準省令第27条 解釈通知第3の2の2の3(3)
運営基準	非常災害対策	○消防計画に基づく消防訓練を行っていない。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	基準省令第32条 解釈通知第3の2の2の3(8)
介護給付費の算定及び取扱い	地域密着型通所介護費	○地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであることから、サービス提供時間は地域密着型通所介護を行うこと。	算定基準別表2の2イ 留意事項第2の3の2(1)
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算	○個別機能訓練計画について、利用者又はその家族へ説明し、同意を得て計画書を交付しているとのことだが、同意署名の確認ができなかった。利用者又はその家族へ説明し、同意署名を得ること。 ○個別機能訓練計画の作成に当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成することとされているため、当該計画を多職種の者が共同して作成したことが分かるよう当該計画等に記載すること。 ○要介護状態区分が要支援から要介護に変更となった利用者の個別機能訓練計画について、運動機能向上計画の様式を用いている事例が見受けられた。要介護状態区分に応じた適切な様式を用いて計画を作成すること。 ○新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため利用者宅への訪問を控え、事業所でモニタリングを実施しているとのことだが、その場合においても、利用者又はその家族に対して当該計画の進捗状況等を電話等で説明し、居宅での生活状況を確認するとともに、その経過を記録すること。	大臣基準告示五十一の四 留意事項第2の3の2(11) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【（介護予防）認知症対応型通所介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	提供拒否の禁止	○指定認知症対応型通所介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことから、利用希望者等から利用申込を受け付けた際、サービス提供を拒むことのできる正当な理由を明確にしておくために申込受付簿を作成すること。	基準省令第61条準用第3条の8 予防基準省令第12条 解釈通知第3の3の3(8)準用第3の1の4(3)
運営基準	非常災害対策	○実施した避難訓練の実施記録を確認することができなかった。記録は作成しているとのことだが、作成した記録は適切に保管すること。	基準省令第61条準用第32条
介護給付費の算定及び取扱い	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	○サービス提供中に体調不良のため利用を中止した利用者について、認知症対応型通所計画を変更することなく2時間以上3時間未満の利用に係る認知症対応型通所介護費を算定している事例が見受けられた。当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が認知症対応型通所計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、当該計画を変更の上、同区分を算定すること。	算定基準別表3のイ注2 利用者等告示三十六 留意事項第2の4(2)準用第2の3の2(2) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問26
介護給付費の算定及び取扱い	入浴介助加算	○介護記録に入浴を行った旨が記録されていない利用者において、当該加算を算定している事例が見受けられた。	算定基準別表3のイ注6 留意事項第2の4(9)準用第2の3の2(8)

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
人員基準	従業者の員数、勤務体制の確保等	○介護従事者の員数について、事業所を構成する共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置する介護従業者の員数が基準に満たない日が散見された。また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で不足していた月があった。利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、人員基準を遵守した従業者の勤務の体制を確保すること。	基準省令第90条及び第103条 予防基準省令第70条及び第80条 留意事項第2の1(8)
設備基準	消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	○消防法で定められた消防設備点検及び消防署への点検結果の報告を行っていない。速やかに消防設備点検を実施するとともに、消防署へ点検結果の報告を行うこと。 ○屋内消火栓の扉前に生活用品を配置していたが、有事の際の使用に支障があることから、配置換えを行うこと。	基準省令第93条 予防基準省令第73条 解釈通知第3の5の3(2)
運営基準	内容及び手続きの説明及び同意、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	○身体拘束等に関する指針について、その必要性が生じた段階で家族に説明を行い同意を得ているが、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項であることから、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、当該指針についてあらかじめ利用者及びその家族に説明し同意を得ること。なお、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その必要性について家族に説明を行い同意を得た上で実施するとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録されたい。	基準省令第97条第4項から第6項並びに第108条準用第3条の7 予防基準省令第77条及び第85条準用第11条
運営基準	提供拒否の禁止	○利用希望者から利用申込を受け付けた際、管理者が利用申込書を一括して管理しているが、利用申込者の待機状況や利用決定に際し優先度を判断した理由等が一目で把握し難い状況となっていた。利用申込の状況を的確に把握し、サービス提供拒否が生じないよう、申込受付簿を作成すること。	基準省令第108条準用第3条の8 予防基準省令第85条準用第12条 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の1の4(3)
運営基準	受給資格等の確認及び要介護認定の申請に係る援助	○入居中の利用者において、要介護認定の有効期間が終了していた利用者があった。要介護認定の更新申請が行われていない場合、被保険者に多大な費用負担が発生することから、要介護認定の有効期間の確認を行うとともに、要介護認定の更新申請に際し利用者の家族の協力が十分に得られない場合は必要な援助を行うこと。	基準省令第108条準用第3条の10及び第3条の11 予防基準省令第85条準用第14条及び第15条 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の1の4(5)及び(6)
運営基準	入退居	○要介護認定における主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」の項目が「自立」であり、認知症であると認められない者を入居させていた。入居申込み及び要介護認定更新時には必ず主治医意見書等により入居申込者又は利用者が認知症であることの確認を徹底すること。	基準省令第94条 予防基準省令第74条 解釈通知第3の5の4(1)
運営基準	サービスの提供の記録	○指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。 ○利用者の支援記録について、新規利用者における入居日当日の支援記録が確認できない事例が見受けられた。サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を適切に記録するとともに、当該記録を5年間保存すること。	基準省令第95条 予防基準省令第75条 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の1の4(2)① 基準条例第2条第1項

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	利用料等の受領	○利用者が使用する特殊寝台、車イス、認知症老人徘徊感知機器等の福祉用具について、事業所では用意しておらず、利用者が希望する福祉用具又は事業所が利用者の処遇上必要とする福祉用具の持参を求め、利用者と福祉用具貸与事業者間で直接契約を行わせて、当該福祉用具の費用を利用者に負担させていた。 ○利用者が使用する特殊寝台について、運営規程及び重要事項説明書において「ベッドレンタル代は実費を徴収する」旨を記載し、利用者から使用料を徴収していた。 ○利用者が使用する福祉用具のうち、特殊寝台については、事業者が用意し利用者から使用料を徴収していた。また、車いすについては、一部は事業者が提供しているが、利用者に購入を求めている。	基準省令第96条 予防基準省令第76条 平成11年厚生省告示第93号「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」 留意事項第2の1(2)
運営基準	利用料等の受領	○利用者の退去に際し、「お部屋のクリーニング」として壁紙の全面張替え費用を利用者に請求していた。利用者の過失等により原状回復を求めるとともに、退去の際に利用者又はその家族と毀損の内容及び箇所を確認するとともに、原状回復に要する費用の明細を提示し、適正な費用負担である旨を説明した上で修繕費用を請求すること。	基準省令第96条 予防基準省令第76条 国土交通省『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)』
運営基準	利用料等の受領	○利用者に係る理美容について、従業者が利用者を散髪し、その対価として寄附金を受領していた。資格を有しない者による理美容は法令違反となることから、事業所従業者による理美容は行わず、訪問理美容サービスを利用すること。 ○日常生活品の購入等において、運営指導時には利用者の預り金はないとの説明を受けたが、実際には業務日誌に利用者の家族からの入金記録が記載され、事業所の金庫で管理されており、預り金管理簿は作成されていなかった。事業所において利用者の金銭を管理する場合は、入出金管理簿で入出金状況を管理し、利用明細、領収書等とともに利用者又はその家族に報告すること。	基準省令第96条 予防基準省令第76条 解釈通知第3の5の4(3)
運営基準	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	○自己評価及び外部評価の結果については、入居(申込)者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に備え置くなどの方法により公表すること。	基準省令第97条 解釈通知第3の5の4(4)⑦
運営基準	認知症対応型共同生活介護計画の作成	○認知症対応型共同生活介護計画が入居当初から1度も作成されていない事例が多数見受けられた。入居中の全利用者について当該計画の作成状況を確認し、当該計画を作成していない利用者については速やかに当該計画を作成するとともに、利用者又はその家族に対して当該事案の経緯を含めて説明し、同意を得ること。 ○認知症対応型共同生活介護計画について、入居時に作成された当該計画の利用者又はその家族の同意日が入居から1月以上経過した日付となっているものが見受けられた。指定認知症対応型共同生活介護は、あらかじめ当該計画を作成し、利用者又はその家族に同意を得てから提供すること。なお、遠方等の事情によりやむを得ず提供開始までに同意署名を得ることができない場合は、電話連絡等により説明した上で、同意を得た親族の氏名及び日時を支援記録に記録すること。 ○利用者又はその家族の同意署名がない事例が見受けられたほか、利用者等の同意日を記入する欄が設けられていないため、利用者等が当該計画に同意した日が不明であった。 ○認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていない事例が見受けられた。速やかに実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。	基準省令第98条 解釈通知第3の5の4(5)

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	管理者の責務	○管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理を一元的に行うものとされていることから、適切な従業者の勤務の体制を定めること。 ○管理者は介護従業者としての職務に従事しているが、管理業務を勤務時間外で行っていること、要介護認定の申請に係る援助を行わなかったこと、介護支援専門員証の有効期間満了日を把握していないこと等、管理者の責務を果たしているとは言い難い。事業者として介護従業者の人員確保に努め、管理者が当該事業所の従業者の管理等を一元的に行うことができる勤務体制を確保すること。 ○管理者は、運営指導の指摘事項に対して改善の意志がなく、法令遵守の意識が欠如している。管理者は法令を遵守し、事業所の従業員の模範となり、管理者の責務を果たすこと。	基準省令第108条準用第28条 予防基準省令第85条準用第26条 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の2の2の4(4)
運営基準	管理者の責務、管理者による管理	○管理者が行うべき管理業務を計画作成担当者が行っているため、認知症対応型共同生活介護計画を作成していないこと、勤務体制の確保ができていないこと等、事業所の運営に支障を来しており、管理者が事業所の管理を一元的に行っているとは言い難い。管理者は法令を遵守し、管理者の責務を果たすこと。	基準省令第101条及び第108条準用第28条 予防基準省令第78条及び第85条準用第26条 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の2の2の4(4)
運営基準	勤務体制の確保等	○雇用契約書における労働条件と実際の勤務形態が異なっていることから、実態に即した労働契約の締結を行うこと。また、従業者を採用するときは、賃金・労働時間その他の労働条件を書面で明示すること。 ○勤務形態一覧表の作成において、従業者1人につき勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすることとされているが、当該時間数を超えた勤務形態一覧表を作成していることから、これを改めること。 ○共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で共同生活住居の利用者(前年度の平均値)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とされている。職員配置基準を満たさない場合、人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数の減算を行うこと。	基準省令第90条及び第103条第1項 予防基準省令第70条及び第80条第1項 解釈通知第2の2(2)、第3の5の4(9) 留意事項第2の1(8)
運営基準	協力医療機関等	○介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていなかった。利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該施設等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	基準省令第105条 予防基準省令第82条 解釈通知第3の5の4(10)
運営基準	非常災害対策	○非常災害に関する具体的計画として風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定していなかった。当該計画を策定するとともに、従業者へ周知し、定期的に必要な訓練を実施すること。	基準省令第108条準用第82条の2 予防基準省令第85条準用第58条の2 解釈通知第3の5の4(16)準用第3の4の4(16)
介護給付費の算定及び取扱いについて	入院時の費用の算定	○入院時の費用の算定に当たり、月をまたぐ入院をした利用者に係る費用の算定日数に誤りが見受けられた。月またぎの費用算定については、留意事項及び介護保険最新情報Vol.629(平成30年3月23日)問112を参照されたい。	算定基準別表第5のイ注7 大臣基準告示五十八の四 留意事項第2の6(6)
介護給付費の算定及び取扱いについて	医療連携体制加算	○重度化した場合の対応に係る指針として用いている「急変時・重度化時事前意思確認書」は、当該指針に盛り込むべき項目として例示されている事項が含まれておらず、指針としては不備があった。算定要件を満たす当該指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対し、内容を説明し同意を得ること。また、入居中の利用者又は家族等についても内容を説明し、同意を得ること。	大臣基準告示三十四 留意事項第2の6(9)

【(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業】

区分	項目	内 容	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱いについて	認知症専門ケア加算	○認知症専門ケア加算(Ⅱ)について、算定要件のうち次の要件を満たしていなかった。 ①従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催すること ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者が事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること ③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること	算定基準別表第5のへ 大臣基準告示三の二 留意事項第2の6(11)
介護給付費の算定及び取扱いについて	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算について、「勤続年数7年以上の者」に該当する職員の勤続年数が確認できなかった。職員台帳は、当該加算の算定要件の根拠となることから正確な記録を行うこと。	大臣基準告示五十九 留意事項第2の6(17)

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

区分	項目	内 容	根拠法令等
人員基準	従業者の員数	○介護支援専門員について、従業者の勤務形態一覧表で確認できなかった。介護支援専門員として勤務表に位置づけること。	基準省令第131条 解釈通知第3の7の2(6)
運営基準	サービスの提供の記録	○利用者の入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。	基準省令第169条準用第135条
運営基準	勤務体制の確保等	○ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとにユニットケアリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーの配置が義務付けられている。研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等の伝達及びユニットケアに関する指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えないこととされているが、入居者が安心して日常生活を送ることができる勤務体制の確保が必要なことから計画的な研修の受講及び職員配置を行うこと。	基準省令第167条 解釈通知第3の7の5(9)
運営基準	非常災害対策	○実施した避難訓練の実施記録を確認することができなかった。記録は作成しているとのことだが、作成した記録は適切に保管すること。	基準省令第169条準用第32条
介護給付費の算定及び取扱いについて	入院又は外泊時の費用の算定	○月をまたぐ入院をした利用者に係る費用の算定日数に誤りが見受けられた。月またぎの費用算定については、留意事項第2の8(18)④を参照されたい。	算定基準別表7の口注18 留意事項第2の8(18)
介護給付費の算定及び取扱いについて	経口維持加算	○月1回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行っていることがわかるよう、実施日及び内容について記録されたい。	算定基準別表7の又 大臣基準告示六十七 留意事項第2の8(26)
介護給付費の算定及び取扱いについて	看取り介護加算	○施設サービス計画等において看取り介護に係る計画が確認できない事例が見受けられた。当該加算の算定に当たっては、医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同で入所者の介護に係る計画を作成し、医師等のうちその内容に応じた適当なものから説明し、利用者又はその家族等の同意を得ること。 ○看取りに関する職員研修について、令和3年度の開催状況が確認できなかった。看取りに関する職員研修を実施するとともに、その内容について記録すること。	算定基準別表7の力 施設基準四十五 利用者等告示四十八 留意事項第2の8(30)

【居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ること。 ※本件は運営基準減算の対象であることに留意すること。	基準省令第4条第2項 解釈通知第2の3(2) 算定基準別表イの注3 留意事項通知第3の6
運営基準	提供拒否の禁止	○指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないことから、地域包括支援センターからの依頼に応じることができる体制を検討すること。 ○以前に指導を受け利用申込受付簿を作成したが、現在は活用していないとのことであった。利用申込の状況を把握するとともに、利用を断った場合はその理由や他の事業者を紹介するなど適切に措置したこと等を記録するため、利用申込受付簿を活用すること。	基準省令第5条 解釈通知第2の3(3)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。	基準省令第13条第15号 解釈通知第2の3(8)⑮
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○基本情報について、次のことに留意すること。 ・必要な家族情報を記載すること。 ・利用者情報は最新の情報に更新し、正確な内容を記載すること。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画(第2表)について、次のことに留意すること。 ・長期目標が課題と同じであるもの、長期目標と短期目標に違いがないもの、サービスの利用を前提とする短期目標が設定されているものなどが見受けられた。長期目標及び短期目標は、利用者又はその家族が分かりやすく、課題に対応した具体的な目標を設定すること。 ・短期目標の期間が長期目標期間(認定期間)と同一のものが散見されるが、短期目標の期間を分けること。 ・短期目標欄には利用者家族が取り組みやすい具体的な目標を設定すること。 ・援助内容について、介護サービス以外の親族、近隣住民、医療機関等が行う支援内容も記載すること。 ・サービス内容及び記載欄の誤り、各種加算の記載漏れが見受けられた。適切な目標の設定及び各様式の整合性を確認の上、作成すること。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画(第3表)について、次の点に留意すること。 ・配食サービスの内容も記載すること。 ・居宅サービス計画書(第2表)で設定されたサービスの頻度と週間サービス計画表(第3表)のサービスの頻度が相違している事例が見受けられた。居宅サービス計画の作成に当たっては、各様式の整合性を確認の上、作成すること。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画(第4表)について、次の点に留意すること。 ・サービス担当者会議の開催、あるいは居宅サービス計画の説明同意及び事業所への交付など一連の経過を記録すること。 ・服薬に関する不適切な内容は記載しないこと。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)

【居宅介護支援】

区分	項目	内 容	根拠法令等
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○居宅サービス計画(第5表)について、次の点に留意すること。 ・利用者及び事業所と行った電話等の内容について記録すること。 ・重要事項説明書の説明及び同意、居宅サービス計画の説明、同意及び交付、サービス担当者会議の開催等の記録がないものが見受けられたが、ケアマネジメントの経過についても記録すること。 ・モニタリングを実施したときの日時、場所及び面談者等が記録されていない、また、施設側の感染症対策のため利用者と面談してモニタリングができなかった場合にその理由が記録されていない事例が見受けられた。モニタリングを実施したとき又は実施できなかったときは、その状況について記録すること。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	○アセスメントについて、課題分析標準項目として示された23項目のうち不足する項目が見受けられるので、見直しを行うこと。	基準省令第13条 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日老認発0331第6号)
運営基準	管理者の責務	○勤務実績表は作成されているが、タイムカードによる勤怠管理を行っておらず、出退勤及び時間外勤務の実績は従業者の自己申告によるとのことだった。実際の勤務時間を把握することができる状態ではないことから、人員基準上、また、適切な就業管理を行うため、勤怠管理を行うこと。	基準省令第17条
介護給付費の算定及び取扱いについて	入院時情報連携加算	○入院時情報連携加算(Ⅰ)の算定について、入院する病院又は診療所の職員に入院して3日以内に利用者に係る心身の状況等の情報提供をする必要があるが、入院前に情報提供を行った利用者について当該加算を算定していた。	【算定基準別表ホ、留意事項通知第3の13】
介護給付費の算定及び取扱いについて	退院・退所加算	○退院・退所加算(Ⅰ)ロを算定しているが、カンファレンス要件を満たしていない事例が見受けられた。なお、本件においては、病院の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行っていることから、同加算(Ⅱ)イの算定は可能である。	算定基準別表へ 大臣基準告示八十五の二 留意事項第3の14